

## 視点

いじめ防止基本方針の内容をいかに日々の教育活動（教科・学級会活動等）の中に盛り込んでいくか。指導案のモデルをつくる必要がある

### （1）現在、高知県で実施しているいじめ予防等に向けた主な取組の現状

ネットに関する教材づくり

Cykut（安全なサイバー空間の実現を目指し、サイバーパトロールや啓発活動を行う高知工科大学学生ボランティアグループ）、少年サポートセンターと県教育委員会での情報モラルに関する教材の開発。完成した教材は、人権教育課ホームページにおいて公開中。

児童会・生徒会  
交流集会

児童会・生徒会活動の活性化を図り、児童生徒が主体的にいじめ防止等の取組を進めることができるよう県内の小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会が集まり、実践交流や協議を行う場を開催。平成29年度に各校で取り組んだ実践例を把握し、参考となる取組を人権教育課ホームページで公開中。平成30年度は学校・市町村単位で開催することとし、児童生徒や教員、市町村教育委員会等による企画や運営体制を整えるために支援する。併せて、県内に呼びかけ召集した実行委員会が県内の取組を集約し情報配信したり、活動のモデルとして支援をする。

P T A ・ 校 内 研 修  
等 の 研 修 支 援

いじめやネットの問題をテーマにした各学校のP T A 研修や校内研修会を人権教育課等が積極的に支援し、保護者や教員等への啓発活動を図るとともに、各学校での取組を支援する。

### （2）今後の方向性

各学校等がこれまで実施したいじめ予防等の取組をパッケージ化し、各学校が活用できるいじめ予防等のプログラムを作成する。

### （3）いじめ予防等プログラムの構成案

#### 1 いじめ問題の理解

いじめ問題に対し、理解しておくべき基本的な事項

- ・ いじめの定義・構造
- ・ 高知県のいじめの認知・対応状況
- ・ 高知県いじめ防止方針の解説
- ・ 重大事態のガイドライン等

#### 2 いじめ予防等プログラム

授業等で活用できるいじめ予防等プログラム内容

- ・ 予防プログラムの概要
- ・ 発達段階や校種に応じたプログラム系統表
- ・ **いじめ予防のために必要な観点別プログラム構成表**

#### 3 いじめ予防等に向けた児童・生徒の主体的取組例

いじめの予防・防止に向けて児童・生徒が主体的に取り組んでいる事例

- ・ いじめ防止サミット
- ・ 児童生徒会援隊
- ・ 各学校の取組事例等

#### 4 いじめ問題への教員・保護者研修プログラム

各学校・学級の実態に応じた研修プログラム

- ・ 予防に向けた学校や地域の取組
- ・ 早期発見のための校内体制と運営
- ・ ネットいじめへの対応
- ・ いじめ問題研修用事例集 等

いじめ予防等プログラムを考える観点（他自治体の取組）

#### 高知県

#### 東京都教育委員会

#### 北海道教育委員会

#### 兵庫県教育委員会

◎いじめを生まない人間関係づくり

- **いじめを生まない望ましい人間関係の構築（◎）**
  - ・ 言葉や文字だけでなく、相手の立場を理解しながら気を付けて行動するコミュニケーション方法の大切さへの理解
  - ・ 相手の気持ちや立場を考えた自己表現の在り方、自他を尊重する望ましい人間関係の在り方についての理解

☆いじめを生まない環境づくり

- **いじめを生まないための互いの個性の理解（◎）**
  - ・ 今まで気付かなかった自分らしさに気づき、自分と友達の良さを学級でどのように生かしていくかを考え、実行する意思を持つ。
  - ・ 友達のよさや自分のよさを「その人らしさ（価値ある個性）」と捉え、自尊感情を育む

◆いじめを生まないいじめに負けない気持ちづくり

- **いじめを傍観しない基盤づくり（☆）**
  - ・ いじめはいつ、どこでも、誰にでも起こりうることについての理解
  - ・ いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬふりをしない実践力
- **いじめを絶対にしないための気持ちの調整（◆）**
  - ・ 自分に合った方法でのストレス解消大切さや方法を理解し、身につける。
  - ・ 不安やいら立ち、怒りの感情を自覚し、コントロールの大切さや方法の理解、会得

- **居場所づくり【主体は職員】（☆ ◆）**

すべての児童生徒が安心して、他者から認められている、自分が必要とされる存在である、落ち着いて学べる存在であると感じ、落ち着いて学べる場をつくること、学級や学校を落ち着ける場所にしていくことで、児童生徒のストレスや感情をコントロールする力、自己存在感、自尊感情を高めることを目指す

- **環境づくり【主体は教職員、児童生徒】（☆）**

すべての児童生徒が安心して落ち着いて主体的に学習や生活を送ることができる学習環境、教室、学校環境を整備することで、児童生徒の自己実現を図る自己指導能力の育成、児童生徒が学校生活を営む上で必要な規範意識の向上を目指す取組

- **絆づくり【主体は児童生徒】（◆）**

日々の授業や行事等ですべての児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、他者とかかわり役に立っていると感じながら、主体的に取り組む共同的な活動を通して、活躍できる機会をつくることで、児童生徒の自己有用感の向上、人間関係を形成する力や社会性の育成を目指す取組

- **他者を大切にできる力（◎）**
  - ・ 思いやり・コミュニケーション能力
  - ・ 思いや考えの表現力

- **集団で生活する態度（◎）**
  - ・ 仲間づくり・絆づくりに資する力
  - ・ 自治集団づくりに資する力
  - ・ 規律性・道徳性
  - ・ 相談・支援を求める力

- **自分を大切にできる力（◆）**
  - ・ ストレスマネジメント能力
  - ・ セルフコントロール能力
  - ・ 自尊感情・自己効力感

現在、実施している取組について上記の観点を参考にし、整理するとともに取組状況が弱い観点について取組を補強（現在行っていないが必要と思われる取組の追加）し、予防プログラムを充実したものにする。

# いじめ防止等に関する取組のPDCAの現状

## (1) 現状

- ・学校経営計画の中にいじめ防止基本方針に基づく内容を位置づけて見直しをはかり、取組について評価を行っている。
- ・いじめ防止基本方針に伴い、毎年いじめについてのアンケートを児童生徒・各学校へ年間2回以上実施し、検証を行っている。
- ・日々の教育活動におけるいじめ防止の観点からの評価項目を設定していない。

## (2) 今後の方向性

いじめ予防等プログラム作成に合わせ、取組目標を設定し、評価を行う

実効性・具体性のある学校いじめ基本方針にするための仕組み

### 教育等の振興に関する施策の大綱でのPDCAに基づいた進捗管理

#### P 対策に位置付けた主な取組

##### 基本方向1 対策3-(2)生徒指導上の諸問題の未然防止のための仕組みの構築

いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に生かします。

##### 基本方向1 対策3-(3)生徒指導上の諸問題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

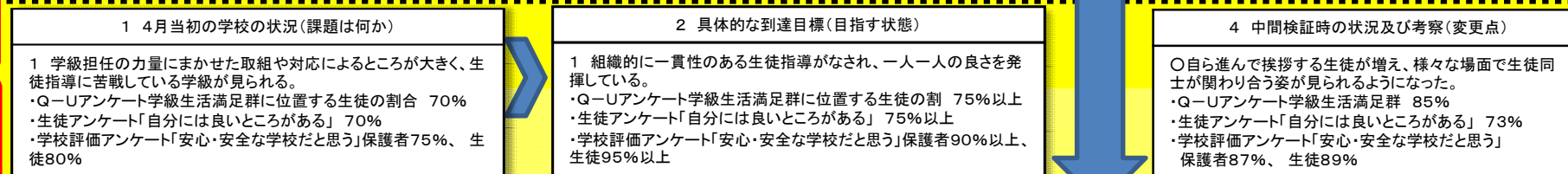
管理職や関係教員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等の会議を定期的に開催し、その校内支援会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。

いじめ問題への適切な対応を図るために、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やPDCAサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、早期解決のため、この組織に情報を集約するとともに、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。

#### D 平成29年度取組状況

- 小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者による交流集会の開催及び成果の普及
- 校内支援会等の会議の定期的な開催
- ・ 校長会及び指導事務担当者会における周知
- ・ 全教職員へのリーフレットの配布
- ・ 校内支援会の実施状況調査の実施
- ・ 重点支援校の校内活性化を図る支援の実施
- いじめの早期解決に向けた学校全体での迅速な対応
- ・ 生徒指導主事会、生徒指導担当者会において、いじめの事案発生時の適切な対応手順や、組織的な動きについて研修を実施
- ・ 小中学校地区別生徒指導主事会において、いじめ、不登校等の未然防止の取組を中学校区で協議し、実践につなげるためPDCAサイクルを進めてきた取組を持ち寄り、共有し、自校で実践につなげるための手立てを考え合う研修を実施
- 各学校におけるいじめ防止対策の進捗管理・取組の評価の実施
- ・ いじめ防止基本方針改定に伴う市町村教育長等、国立、私立、県立学校管理職対象の説明会を実施し、いじめ防止対策組織を中心とするPDCAサイクルでの進捗管理、取組の評価を実施すること等の周知徹底

### 学校経営計画でのPDCAに基づいた進捗管理〔V 短期学校経営方針及び評価 徳〕(中学校の例)



項目	主な取組内容	取組内容の評価指標	スケジュール			評価
			1学期	2学期	3学期	
生徒指導の充実及びいじめ防止基本方針に基づく取組の強化 【生徒指導部・特別支援部】	①2者面談を年間2回実施する ②毎月の校内支援会及び週1回の学年会を行う ③生徒主体のいじめ防止の取組 ④いじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止等に関する措置の実施	①学校評価における「相談できる先生がいる」「学校のきまりを守っている」の生徒の肯定的評価85%以上 11月に実施するQ-Uでは、学校生活満足群の生徒を75%以上 ②学校評価における「子どものことをよく理解してくれている」の保護者の肯定的評価80%以上 ③生徒アンケート「いじめを許さない」100% ④学校評価における「学校はいじめ防止等に積極的に取り組んでいる」の保護者の肯定的評価80%以上	・Q-U分析(6月) ・いじめアンケートの実施と悩みを聞く個別面談を実施 ・生徒会による全校生徒へのいじめ防止の呼びかけ ・各学級でいじめ防止宣言を作成して掲示し、実行する ・校内支援会(月1回) ・いじめ防止対策委員会(月1回) ・いじめ防止基本方針についてのPTA研修の実施	・Q-U分析(11月) ・いじめアンケートの実施と悩みを聞く個別面談を実施 ・各学級のいじめ防止宣言の見直しを図る ・校内支援会(月1回) ・いじめ防止対策委員会(月1回)	・総括 ・次年度計画 ・いじめアンケートの実施と悩みを聞く個別面談を実施 ・各学級からいじめ防止宣言の発行状況出し合い ・次年度に反映する ・校内支援会(月1回) ・いじめ防止対策委員会(月1回) ・いじめ防止基本方針の点検と見直し	

#### C 取組の成果・課題

- 【成果】
- ・生徒指導主事会において、各学校のいじめ防止等のための組織のあり方や各学校の「いじめ防止基本方針」改定にあたっての留意すべき点等について研修を実施し、理解につなげることができた。
  - ・全ての学校で校内支援会が実施されている。また、校内支援会における専門人材の活用も着実に進んでいる。
- 【課題】
- ・児童生徒のリスクレベルの判断が学級担任に任されており、組織で共有できていないことがある。
  - ・各学校の「いじめ防止基本方針」に記載されている取組が、計画的に実行されていない学校や、教職員に十分に浸透していない学校がある。

#### A 今後の取組の方向

- ・生徒指導担当者・生徒指導主事が研修で受けた内容を自校で伝達研修を行うことを徹底するとともに、市町村教育委員会や管理職対象に取組の徹底を図るための研修を実施する。
- ・「相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会」で参加者による架空事例を用いた研修を行い、校内支援会のさらなる充実を目指す。また、「支援リスト」や「個別支援シート」の様式例と指定校の実践発砲等を通して具体的な活用方法等について紹介し、チームで支援を行うことへの意識を高める。
- ・各学校で作成した学校いじめ基本方針の内容を生徒指導主事会や校内研修等で把握し、不十分な点については、助言・支援を行う。

**いじめの防止等のために学校が実施する施策**  
 (1) 学校いじめ防止基本方針の策定  
 (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織  
 (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

5 年度末検証(到達状況及び次年度に向けて)

- いじめ問題等の防止に向けた生徒主体の取組をさらに充実させ、生徒の自尊感情、自己有用感を高めていく。
- ・Q-Uアンケート学級生活満足群 88%
- ・学校評価アンケート「安心・安全な学校だと思う」保護者91%、生徒96%

プログラム作成に合わせ、教育大綱、学校経営計画、学校いじめ防止基本方針の中にプログラム実施率や実施した上での検証軸を評価指標として設定する。